別表第七の二号(第65条第1項関係)

第2　衛星基幹放送に係る事業計画書

事　業　計　画　書

(別紙)
□(1)　経営形態及び資本又は出資の額
□(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□(3)　主たる出資者及び議決権の数
□(4)　3分の1を超える議決権を有する者に関する事項
□(5)　10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□(6)　役員に関する事項
□(7)　放送番組の編集の基準
□(8)　放送番組の編集に関する基本計画
□(9)　週間放送番組の編集に関する事項
□(10)　放送番組の審議機関に関する事項
□(11)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□(12)　災害放送に関する事項
□(13)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
□(14)　試験の方法及び具体的計画
□(15)　将来の事業予定
□(16)　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
□(17)　周波数の使用に関する計画

長辺　　短辺　(日本産業規格A列4番によること。)

注1　別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　認定の申請の場合	(1)　(注1) (2)　(注2)(注3) (3)　(注2)(注3) (4)　(注2)(注3)(注4) (5)　(注2)(注3)(注4) (6)　(注2) (7)　(注3)(注4)(注5) (8)　(注4)(注5) (9) (10)　(注3)(注4)(注5) (11)　(注4)(注6) (12)　(注3) (13)　(注7) (14)　(注8) (15)　(注2)(注3)(注4) (16)　(注2)(注3)(注4) (17)	(注1)　協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注2)　協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注3)　学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注4)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注5)　法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注6)　学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。

2　認定の変更の申請の場合	(1)　(注1)(注9) (2)　(注2)(注3)(注9) (3)　(注2)(注3)(注9) (4)　(注2)(注3)(注4)(注9) (5)　(注2)(注3)(注4)(注9) (6)　(注2)(注9) (7)　(注3)(注4)(注5)(注9) (8)　(注4)(注5)(注9) (9)　(注9) (10)　(注3)(注4)(注5)(注9) (11)　(注4)(注6) (12)　(注3) (13)　(注7) (14)　(注8) (15)　(注2)(注3)(注4)(注9) (16)　(注2)(注3)(注4)(注9) (17)　(注9)	(注7)　衛星基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注8)　基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注9)　当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
3　認定の更新の申請の場合	(1)　(注1) (3)　(注2)(注3) (4)　(注2)(注3) (5)　(注2)(注3) (6)　(注2) (17)	

注2　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

(1)　別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア　株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ　設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合　　計

ウ　株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1)　法人の場合は、次の書類を添付すること。

（ア） 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

（イ） 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

（ア） 定款(会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

（イ） 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

（ウ） 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費 創業費 その他 合　計		

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務を行う事業に係る「放送の開始」である(例えば、既存の衛星基幹放送事業者が、既存の放送番組の高画質化のために新たに放送設備の改修を行う場合における当該改修の費用は「事業開始までに要する用途別資金」に該当する。)。

(注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住　　所	職　　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　　考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率

が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4)　法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5)　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6)　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ)　発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ)　出資の予定のものについてはその旨

(4)　別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の3分の1を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1)　議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア)　一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(イ)　一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、

基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

（ウ）　(イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

（エ）　(ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も3分の1を超える議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2)　(B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3)　備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5)　別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注)　(4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

（ア）　(4)(注1)(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

（イ）　(4)(注1)(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送

事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6)　別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有　□無	

(注1)　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2)　特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

(注3)　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注4)　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5)　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注4)に準じて記載すること。

(注6)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　発起人又は発起人代表であるときはその旨

(イ)　業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨

(ウ)　予定のものについてはその旨

(注7)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7)　別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の二号の注5(2)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8)　別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による衛星基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、衛星基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴

の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

また、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従つて記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(記載例)　有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は、「ARIB―限定受信方式」である。

(9)　別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからウまでの様式により記載すること。

ア　放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
合計	時間　分				備考		

(注1)　1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2)　個々の放送番組の内容が放送の目的別種別(別表第六の二号の注5(2)の場合を除く。)のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3)　個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4)　テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うものの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5)　データ放送を行う基幹放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。

(注6)　超短波放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であつて映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組が分かる記号等を記載すること。

(注7)　テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うものの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注8)　超高精細度テレビジョン放送を行う基幹放送事業者の場合であつて、超高

精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作･編集された放送番組を放送する超高精細度テレビジョン放送と当該超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送のいずれも行うときは､個々の放送番組の欄内にその別が分かる記号等を記載すること。

(注9)　有料放送を行う基幹放送事業者の場合は､有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を(　)で再掲すること。

イ　放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報　　道 教　　育 教　　養 娯　　楽 そ　の　他	時間　　分	%	
合　　計	時間　　分	100.0%	

(注1)　1週間の放送時間の欄は、アの放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2)　放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

(注3)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ　他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間(　分)　　%	
その他の者 小計	時間(　分)　　%	
計(①)	時間(　分)　　%	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間(　分)　　%	
その他の者 小計	時間(　分)　　%	
計(②)	時間(　分)　　%	
合計(①＋②＝③)	他社の放送番組　　時間(　分)　　%	
備考	自社の放送番組　　時間(　分)　　%	

(注1)　供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給

を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2)　合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3)　「備考」の欄(自社の放送番組)の比率は、1週間当たりの総放送時間から「合計(①＋②＝③)」の欄(他社の放送番組)の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4)　放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5)　有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に(　)で記載すること。

(注6)　比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10)　別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数　　人					

(注1)　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2)　職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

(イ)　他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

(ウ)　予定のものについてはその旨

(注4)　委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11)　別紙(11)は、次により記載すること。

ア　放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ　放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ　予定のものについては、その旨を記載すること。

(12)　別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13)　別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14)　別紙(16)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア　兼営する事業

兼営する事業の名称	事　業　の　概　要

イ　他の事業への出資

事業者の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B)／(A)×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1)　出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ)　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(15)　別紙(17)は、次の様式により記載すること。

ア　伝送の方式等

伝　送　方　式	
変　調　方　式	

イ　スロットの用途等

用　途	備　考
□標準テレビジョン放送 (補完放送　□行う　□行わない) (降雨減衰対策　□行う　□行わない)	
□高精細度テレビジョン放送(HD) (マルチ編成　□行う　□行わない) (補完放送　□行う　□行わない) (降雨減衰対策　□行う　□行わない)	
□高精細度テレビジョン放送(フルHD) (補完放送　□行う　□行わない) (降雨減衰対策　□行う　□行わない)	
□超高精細度テレビジョン放送(4K)	
□超高精細度テレビジョン放送(8K)	
□データ放送	
上記に用いるスロットの数	

(注1)　用途の欄は、申請に係る放送の内容に応じ、□にレ印を付けること。

(注2)　この様式において、「高精細度テレビジョン放送(HD)」とは、高精細度テ

レビジョン放送のうち、一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数が千四百四十のものをいう。

(注3)　この様式において、「マルチ編成」とは、一部の時間帯に、複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行うものをいう。

(注4)　この様式において、「高精細度テレビジョン放送(フルHD)」とは、高精細度テレビジョン放送のうち、一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数が千九百二十のものをいう。

(注5)　この様式において、「超高精細度テレビジョン放送(4K)」とは、超高精細度テレビジョン放送のうち、走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満のものをいう。

(注6)　この様式において、「超高精細度テレビジョン放送(8K)」とは、超高精細度テレビジョン放送のうち、走査方式にかかわらず有効走査線数が四千三百二十本以上のものをいう。

(注7)　この様式において、「降雨減衰対策」とは、降雨等による電波の減衰に対処するため、階層変調を行うものをいう。

(注8)　注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載するとともに、参考となる資料を添付すること。